

昭和十七年三月廿五日

日本人商業組合

組合員各位

拜啓 戦時保安委員会から資産登録に関する注意事項が発表されましたから同封御送附申し上げます。

尚左記を御注意下さい

- 一 何時立退きを命ぜられても直ちに資産状態を政府に登録し保管を依頼し得るやう準備して下さい  
商店の商品。器具は勿論住宅の場合箆、葺取り、庭の植木類に至るまで自分の資産と認められるものは細大漏らさず書き上げた目録を造ることが急務です
- 二 立退きその他のため店を閉られるやうな場合には必ず組合事務所へお知らせ下さい。直ちにお伺ひして御注意申したいことがあります
- 三 主人のロードキヤンや行きその他の理由に依り生活に困つてゐるやうな方がありましたら組合員と否とに拘はらずお知らせ下さい。  
ヘスニシゲ大公園収容所。市の放濟その他事情に應じてあらゆる放濟法が講じられるやう保安委員会の方で準備ができてゐます